

マグロ・キーワード

OPRT (社)責任あるまぐろ漁業推進機構

<http://www.oprt.or.jp/>

2009.9 作成

1. OPRT

2000年12月 設立。まぐろ資源の乱獲防止・持続的利用を推進する国際団体。会員は生産者、貿易、流通、消費者等の団体。生産者団体は、日本、台湾、韓国、フィリピン、インドネシア、中国、エクアドル、セイシェル、フィジーの延縄漁業団体。登録隻数1,052隻（世界の殆どの大型延縄漁船がOPRTに登録されている。）

2. マグロは高度回遊性魚種

海洋を広範囲に回遊して生息しているマグロは高度回遊性魚種。国連海洋法条約(UNCLOS)第64条は、各国に対し、高度回遊魚の保存と、最適利用を促進するため、国際機関を通じて協力することと定めています。

●クロマグロ(体長2.5m/体重300kg)

日本南方～フィリピン沖で産卵し、日本近海、ベーリング海、メキシコ沖まで広く回遊。ホンマグロとも呼ぶ。脂がのり、高品質の刺身として人気が高い。



●ミナミマグロ(体長1.7m/体重100kg)

ジャワ沖で産卵し、オーストラリア、ニュージーランドから南アフリカ沖まで広く回遊。別名インドマグロ。脂がのり、クロマグロに次いで高品質な刺身として人気が高い。



●メバチ(体長2.0m/体重180kg)

各大洋の熱帯、温帯域に広く分布し回遊。最も一般的な刺身用マグロとして利用されている。



●キハダ(体長1.8m/体重120kg)

各大洋の熱帯、温帯域に広く分布し回遊。刺身用及び缶詰原料用に利用されている。



●ビンナガ(体長1.3m/体重25kg)

各大洋の熱帯、温帯域に広く分布し回遊。一部刺身に利用されるが、ほとんどは缶詰用。



注)各魚種のサイズは、最大に近いものです。

3. 地域漁業管理機関

ICCAT

(大西洋マグロ類保存国際条約)

1969年発効。[マドリッド(スペイン)]

日本、米国、カナダ、韓国など45ヶ国及びECが加盟。クロマグロの漁獲量規制。キハダ、メバチなどの最小体重規制。

IATTC

(全米熱帯マグロ類条約)

1950年発効。[ラホヤ(米国)]

日本、米国、パナマ、ベネゼエラなど15ヶ国が加盟。規制区域におけるキハダの総漁獲量制限。



CCSBT

(ミナミマグロ保存条約)

1994年発効。

[キャンベラ(オーストラリア)]

日本、豪州、NZ、韓国及び台湾(拡大委員会メンバー)が加盟、毎漁期のミナミマグロの総漁獲可能量、国別割当量を決定。

WCPFC

(中西部太平洋まぐろ類条約)

2004年6月発効。

[ポンペイ(ミクロネシア)]

日本、豪州、NZ、ミクロネシア、PNGなどが加盟。世界のカツオマグロ漁業生産の約1/3(150万トン弱)を占める海域におけるマグロ類の保存・管理を行う。

IOTC

(インド洋マグロ類条約)

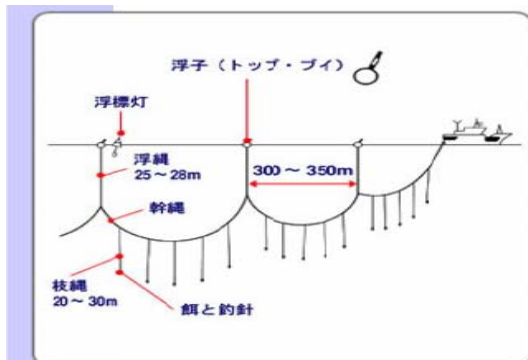
1996年発効。

[ヴィクトリア(セーシェル)]

日本、インド、韓国、豪州など24ヶ国及びECが加盟。マグロ類の保存、合理的利用の促進を目的とする委員会を設置。

4. 漁法 (図：大日本水産会)

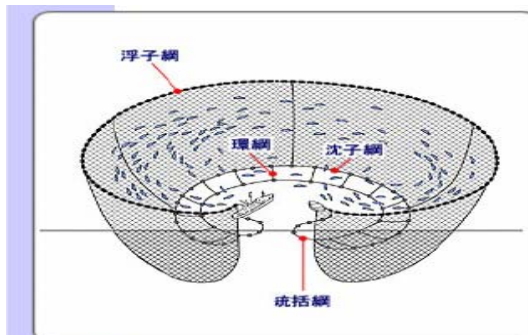
●はえ縄 (延縄)



○主にクロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガを対象

○日本、韓国、台湾、中国、インドネシア等 (刺身用)

●まき網 (巻網)



○主にカツオ、キハダを対象

○日本(鯉節、缶詰用)

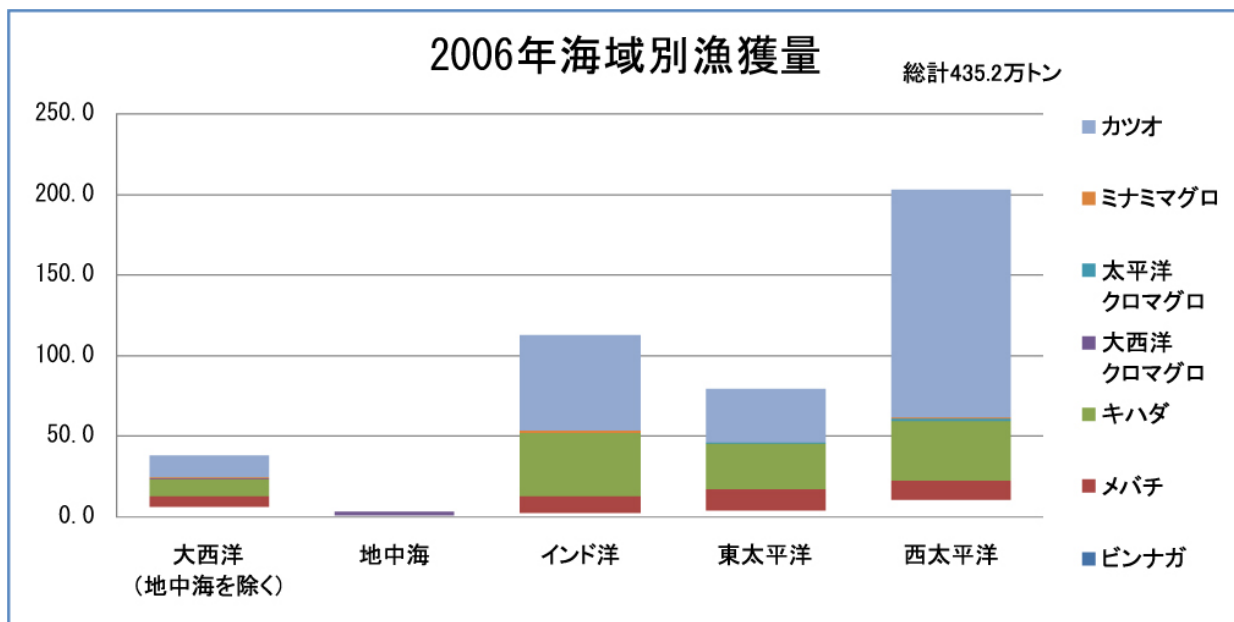
○スペイン、メキシコ、米国等(缶詰用)

○スペイン、フランス等(蓄養にクロマグロを漁獲)

○FAD(人工集魚装置・浮き魚礁)

(FADを設置し、そこに集まる群を効率的に漁獲する。小型のメバチ・キハダも大量に漁獲することから資源に与える影響が大きい。)

5. 海域別水揚げ量 (水産庁ホームページ 資料：FAO統計及びWCPFC資料)



	合計	ビンナガ	メバチ	キハダ	大西洋 クロマグロ	太平洋 クロマグロ	ミナミ マグロ	カツオ
大西洋(地中海除く)	37.9	6.1	6.6	10.4	1.0	-	0.1	13.7
地中海	2.9	0.6	-	-	2.3	-	-	0.0
インド洋	112.6	2.2	10.4	39.2	-	-	1.1	59.7
東太平洋	79.5	3.9	12.9	28.5	-	0.9	-	33.3
西太平洋	202.6	10.7	11.4	37.4	-	1.5	0.1	141.5
合計	435.2	23.5	41.3	115.5	3.3	2.4	1.3	248.1

6. IUU漁業

Illegal, Unreported and Unregulated Fishing (違法、無報告、無規制漁業) の略。

水産資源の持続的利用に向けた努力を無効とする漁業の総称。その抑止、廃絶のためにFAO・国連食料農業機関が国際行動計画を採択(2001年)。国際社会が協力して、IUU漁業廃絶の努力を進めている。

日本は、かつて、IUU漁船の獲ったまぐろの市場国として、批判されたが、現在は、輸入まぐろの監視体制を確立し、IUUまぐろの輸入を阻止している。

7. 蓄養/養殖

蓄養) 天然資源を採捕し、イケスに生け込み、給餌し肥育した後、出荷する。

地中海、メキシコ、日本がクロマグロ蓄養漁業の中心。豪州はミナミマグロを蓄養。蓄養マグロの大部分は日本が消費。

養殖) 孵化 → 生育 → 産卵 → 孵化の生活史を養殖施設内で実現する。

天然資源を減らさずに生産供給できる方法として、日本で商業化の研究が進んでいる。

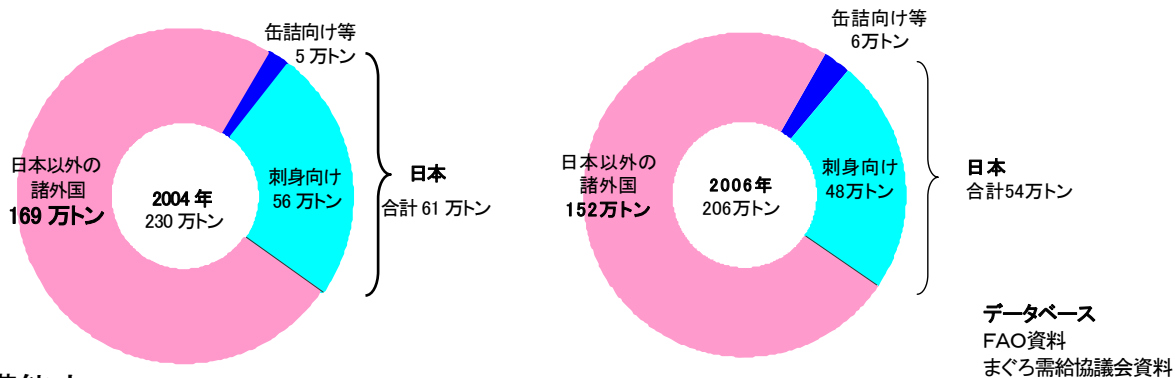
8. まぐろ法

(まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法の略 平成8年6月 公布)

骨子：日本は、世界最大の刺身まぐろ消費国で、かつ有数のまぐろ漁業国。

まぐろ資源の恩恵を最も受けている国の一つ。

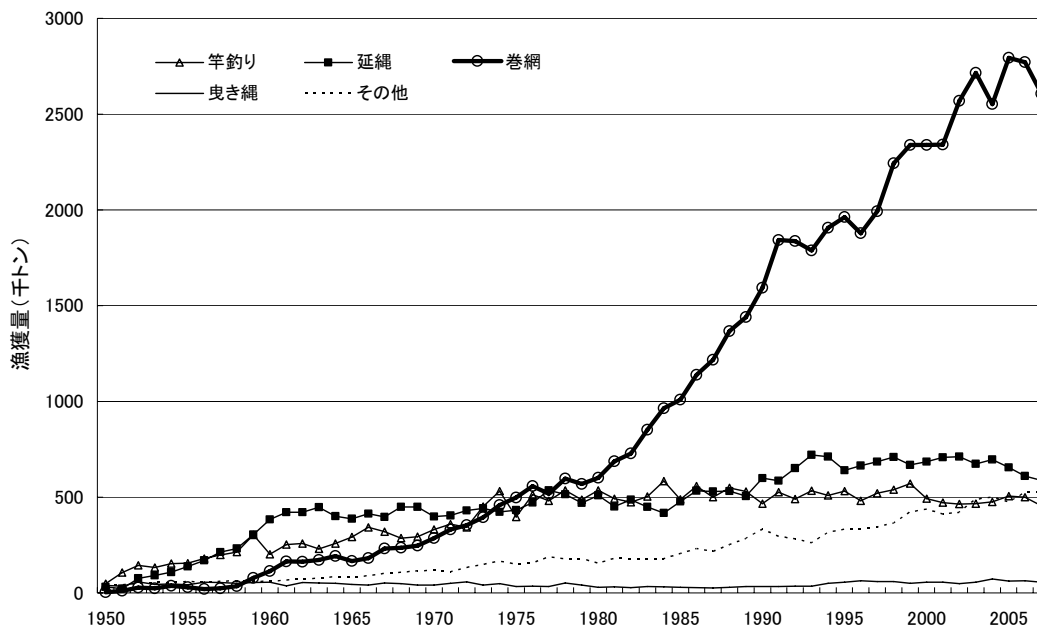
資源動向、国際管理の進展など、環境の著しい変化に対し、まぐろ資源の保存・管理の強化を図り、まぐろ漁業の持続的発展とまぐろの安定供給に資することを目的。国際機関との協力、情報の収集、輸入制限措置などを規定。



9. 漁獲能力

漁船が、最大限に漁獲する能力を発揮した場合に、どれだけ魚を獲れるかという能力。能力の評価は、船の大きさだけではない。人工集魚装置（浮魚礁）の開発、魚群探査、漁獲技術の向上等により、隻数が同じでも漁獲能力は上がる。

世界の漁法別マグロ類総生産量（1950～2007）



注：(1) マグロ類には、クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ、かつおを含む。
(2) 出典：RFMOs、編集 三宅

10. 混獲

生物多様性条約（1992年）の採択により、地球上の生物の多様性を維持することに国際社会の関心が高まっている。

まぐろはえ縄漁業の操業中に、偶発的にかかる（いわゆる混獲）海鳥、海亀、等の保存にも配慮して漁業を行うことが求められている。

漁業者も、もともと餌を混獲海洋生物に獲られないよう、独自の工夫をしてきたが、研究者等の協力を得て、海鳥にはトリポール、海亀にはサークルフック（ネムリ針）を開発し、現在広く使用されている。